九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

「教育制度」関係科目の設置状況 : 教育職員免許法の法社会学的研究(その2)

元兼, 正浩
九州大学大学院人間環境学研究院

https://doi.org/10.15017/3449

出版情報：教育経営学研究紀要. 7, pp.87-100, 2004-03-31. 九州大学大学院人間環境学府(教育学部門)教育経営学研究室
バージョン：
権利関係：

教育経営学研究紀要　第7号　2004年　87－100

「教育制度」関係科目の設置状況
－教育職員免許法の法社会学的研究（その２）－

元兼　正浩
（九州大学大学院／助教授）

１．研究の目的と方法
２．調査結果と暫定的知見
補．「教育制度」講義の実際
資料：別表

1. 研究の目的と方法

(1) 本研究の目的

本研究は教育職員免許法（以下、免許法）の法社会学的研究と銘打って、同法の形成過程と浸透状況を明らかにすることを最終的な目的としている。具体的には、教育職員養成審議会での審議内容や衆参文教委員会での質疑・答弁と提出された法案との関連や齟齬など法制定過程（法の上昇機能）の研究、また同法の理念が各大学で教職カリキュラム策定にあたりどのように受け止められているかといった浸透過程（法の下降機能）の研究である。

本稿では、特に後者の浸透過程について、「教育に係る社会的、制度的、又は経営的な事項に関する科目」に注目し、全国の国公私立大学の運用状況（平成14年10月～11月に調査）を一覧（**別表**）にして報告する。すなわち、どの程度の大学がこれを「教育制度」の名称を冠する授業科目として、または「教育行政学」など関連名称科目として開設しているかについて「履修の手引き」や「学生便覧」「時間割」等からその実施状況を調査した。また、旧帝大系教育学部を中心に同様の名称であっても教育職員免許法に由来しない専門科目として開設しているケースが少なからずあり、これらもあわせて報告する。

次に、「教育制度」関連科目において具体的にどのような授業内容を構想しているかについて、各大学のシラバスをいくつか検討した。

これらによって析出された暫定的知見－教員養成のあり方に関わる諸課題や「教育制度」の学的固有性の問題をここでは若干考察したい。

なお、本稿は、2003年11月22日に日本教育制度学会第11回大会（鳴門教育大学）の自由研究発表での報告をベースに再整理したものである。

(2) 調査の概要

本調査は以下の手続きで行われた。

・調査主体：福岡教育大学学校教育講座
　　元兼正浩研究室
・調査資金：科学研究費　若手研究(B)
・調査時期：2002年10月17日（依頼日）
　　～11月末日
・調査方法：「履修の手引き」等の資料請求
　　（郵便方法）
・調査対象：課程認定大学・学部
　　教務担当部課長
・回収率：53／58国立大学
　　6／7公立大学
　　31／43私立大学
・収集資料：
　「履修の手引き」「シラバス」（ＨＰアドレス、ＣＤ）「自己点検・評価報告書」「時間割」「学生便覧」など
・調査結果：別表参照

2. 調査結果と暫定的知見

(1)別表の見方

調査結果を一覧にしたものが後掲の**別表**である。この表は検索の際の利便性を考え、大学名の五十音順に、授業科目名、対象学年、学期、単位数、免許法（社会的・制度的・経営的事項）への対応状況、設置者種別を一覧にしたものである（なお、本報告にあたって授業担当者名の公表はプライバシー保護の観点から差し控えるべきものと考え、これを割愛していることをお許しいただきたい）。

この授業科目については、「社会的、制度的、又は経営的事項」に該当するとして必修または選択必修に指定されているものはもとより、教育行政、教育法、学校経営など「教育制度」関連名称を有する科目については、入手資料からわかる範囲で全てピック・アップしている。

したがって、「免許法対応」項目は、「社会的、制度的、又は経営的事項」として単独指名を受けている必修の講義科目には◎を、複数の講義科目とともにその指定を受け、これらの中からの選択必修となっている授業科目には○を付した。上記の事項欄に該当していても必修・選必ではない科目にはすべて×を付している。

こうした各大学の運用状況に鑑み、免許法「社会的、制度的、経営的事項」との絡みで、さしあたりA、B、Cの３タイプに分類した。

A Type は「社会的、制度的、経営的事項」に該当する科目が◎（必修の講義科目）のみのケースで、教育学科をもたない私立・公立大学（教職課程）に多くみられるタイプである。次に BType は「社会的、制度的、経営的事項」に該当する科目は１つ＝◎（必修）であるが、専修・学科の専門科目として「教育制度」関連科目が開設されているケースで、旧帝大系教育学部や教員養成系単科大学に比較的多くみられるタイプである。最後に CType は「社会的、制度的、経営的事項」に○印の複数科目が該当し、これらを「選択必修」として指定しているケースで、国立大学教員養成系学部に比較的多くみられるタイプである。

(2)暫定的知見

○社会的事項（教育社会学）と制度的・経営的事項とのパイの争奪問題

別表を通覧すると、免許法「社会的、制度的、経営的事項」の運用として多様な授業科目が開設されていることがうかがえる。しかしながら、AType（必修科目１つ）のケースでは、たとえば「教育制度論」（愛知学泉大学）、「教育法学」（活水女子大学）、「教育社会学」（九州工業大学）、「教育の制度と経営」（久留米大学）、…といったように唯一の科目であるゆえに、これがどのような科目名称として開設されているかは、受講する学生に対する影響はもちろん、大学院生のリクルートの問題としても深刻である。

すなわち、社会的事項（教育社会学）と制度的・経営的事項とのパイの争奪問題がとりわけ AType で起きている。たとえば、D 大学では、旧免許法時代には、「社会的、制度的、経営的事項」に対応する必修科目として「教育社会学」が開設され、選択科目として「教育行政」が開設されていたが、新法への移行（課程認定）にあたって、担当者の専門分野を考慮して「教育行政」が必修科目となり、「教育社会学」は割愛されている。このようにスタッフ（授業担当者）の専門性にあわせる「現職優先」の科目設定は次の人事においても同様の科目を担当できる者が求められ、「再生産」の可能性が生じるのである。

○同一授業名称を冠しているにも関わらず、内容的不統一の問題

特に BType では、「社会的、制度的、経営的事項」に対応する必修科目を「教育の社会的研究」（愛知教育大学）、「教育学概説 B（制度）」（埼玉大学）、「教育システムの原理」（福岡教育大学）、…といったこの事項にかかわる原理的な科目として位置づけていることが多い。AType と異なり、教育学分野の大規模校のケースが多いため、免許法とは別立てで専門科目として「教育制度」関連科目を開設していることが背景にある。

資料１

授業科目：教育の社会的研究
学年：２年　単位：ａ２　担当者：
授業目標・概要：教育という社会事象を取り巻く社会的、制度的、経営的な諸問題について、教育関係法規等を参照しながら、概説する。
授業計画・内容：①憲法・教育基本法体制　②教育を受ける権利・学習権　③学校教育と学校制度　④教職員の職務と校務分掌　⑤教育課程の編成と学習指導要領　⑥学校評議員制度・職員会議　⑦教育委員会制度
教科書・参考書等：教科書は使用しないが、必要に応じて資料を配付する。
評価方法：　期末試験やレポートなどによる。
備考：

授業科目：教育の社会的研究
学年：３年　単位：ａ２　担当者：
授業目標・概要：教育は、個人の成長・発達を援助するものであるが、同時に社会的規制を受けるものでもある。この社会的規制は、歴史性・地域性を持つ。すなわち、現代日本社会の動的なあり方と直接的間接的関連をもち、またその関係は相互規定的でもある。この授業では、教育法の基礎的学習の上に、現代の教育改革について考察することを目的としたい。なお、教育改革の小テーマについては現代的な課題を取り上げたいと考えているので、当初の予定を変更することもある。
授業計画・内容：１．教育法とは何か　(1)教育法　(2)日本国憲法＝教育基本体制　(3)学習権の構造　２．教育改革の現状と課題
教科書・参考書等：『解説　教育六法 2002』(三省堂)、その他、授業の中で配布。
評価方法：期末の試験、数回の小レポートによる。
備考：グループワークを取り入れることを予定している。

授業科目：教育の社会的研究
学年：２年　単位：ａ２　担当者：
授業目標・概要：小・中学校における日常の学校経営に焦点をあて、そこで生起している具体的問題を取り上げ検討する。子どもの学習権と教師の教育の自由の観点から、憲法・教育基本法について学び、「開かれた学校づくり」をするめる基礎的実践的力量の向上をめざす。
授業計画・内容：(1)教育の分権化と学校を基盤にした教育経営　(2)学校という組織・集団の特性　(3)子ども・親・教師・校長の権利義務関係　(4)学校教育情報の公開・開示　(5)教科書の採択と補助教材の使用　(6)教育評価と通信簿・指導要録　(7)主任・担任の決定手続きと職員会議　(8)学校事故と過失責任主義の問題　(9)いじめ体罰と不作為・作為の過失　(10)校則と児童・生徒の自己決定権　(11)部活動と生徒自治活動　(12)教職員の勤務・労働条件の改善　(13)障害児学級・通級制度・統合教育　(14)市町村財政と 30 人学級編制　(15)専任司書教諭の配置と図書館経営　(16)学校評議員制と学校協議会
教科書・参考書等：井深・大橋・坪井編著『資料でみる教育と教育行政』勁草書房
評価方法：グループ発表(50%)　筆記論述試験(50%)
備考：受講者は４～５人でグループを組み、テーマを選択し、自分たちの研究をまとめ、発表する。講義の前半は、こうした受講者の研究発表とそれに対する質疑にあてられる。

授業科目：教育の社会的研究
学年：2年　単位：a 2　担当者：
授業目標・概要：わたしたちの社会を構成する要素のひとつとしての教育について考察する。教育は、一定の自律性を保ちつつも、政治や経済、法などの要素と関連をもちながら存在しており、そうした他の要素からさまざまな影響を受け、また、さまざまな影響を与えている。社会の他の要素との関連において教育をとらえたときに明らかになってくる局面を考察する。
授業計画・内容：「学校」のいくつかの側面に焦点を当て、次のトピックについて講義する予定である。　1．学校の起源と普及　2．カリキュラムの秘密　3．教室空間の特異性　4．学校の組織形態　5．学校の社会的機能
教科書・参考書等：参考書として、柴野昌山編(2001)『文化伝達の社会学』世界思想社、その他は随時、授業中に紹介する。
評価方法：学期末の試験またはレポートによる
備考：

こうしたケースの場合、たとえば**資料1**にみられるように、複数教官がこの授業科目を担当し、各人が自分の専門分野・専門領域との絡みで、「社会的事項」を扱ってみたり、「制度的事項」を取扱ったりして、内容的に不揃いの問題が指摘できる。加えて、学生がこれらを選択できるのであればその影響は修正されるが、こうした大規模教員養成系大学の場合、学生数の関係でクラス指定の必修科目となっていることの方が多く、その内容的不統一は少なからぬ再検討の余地があろう。たとえばE大学でも**「この科目は我々、学校教育講座の教育学教室のメンバーでローテーションで対応しています。学生は学科や専攻で機械的に割り振られるというかたちになっています。」**との回答が得られている。

したがって、内容の統一を図りながら、スタッフの専門性をどのように生かすべきかがこのBタイプのケースでは検討課題である。また、クラス指定を採用している場合は、内容に加え、評価基準の統一までも配慮する必要があるだろう。教員免許状による教職専門性の公証を実体化、実質化するためには（課程認定）大学側の「品質保証」が前提となるからである。

○全学向け教職科目と学科・専修向け専門科目との配分問題

スタッフの専門性（学問的アイデンティティ）の問題は、教員養成系大学・学部における「専修制」問題とクロスオーバーしながら、この開設授業科目の問題をより一層複雑にしている。つまり、スタッフが「教職科目担当教官」としての役割と「教育学専任教官」としての役割の二重性を帯びていることに由来する問題である。そこで下記の事例のように、同じ免許法の「社会的・制度的・経営的」事項の取得にあたって「内向き」（教育学選修）と「外向き」（他学部）に履修すべき科目を区分けしているケースもみられる。また、履修の手引き等からは判断しかねるが、学内運用として、ガイダンスなどにより履修行動の「縛り」をかけているケースも予想される。

事例）F大学

学部名	学校教育課程			他学部
選修名	教育学・教育心理学選修		障害児	教職
授業科目名	教育学選修		教育選修	希望者
現代教育論	◎	◎	◎	
教育社会学	◎	◎		○
社会教育概論Ⅰ	○			○
障害児教育			◎	○

↑
◎は必修科目、○は選択科目　　3つの○から1以上の選必

そこで、免許法科目（教職科目）と専門科目（教育諸科学）の内容的な棲み分けはそもそもどこまで可能かという問題が浮上する。これは特に CType のケースが該当するが、社会的・制度的事項に該当する免許法科目としての「教育社会学」や「教育制度論」と（特に内向きの）専門科目として開設されている「教育社会学」や「教育制度論」とは内容的にどこが違うのか。後者の専門科目の必要性、重要性を明らかにしない限り、定削の煽りをうけ教育学スタッフの人的な資源不足（退職不補充、非常勤枠も削減）と（新免許法の施行による）教職科目の増加にともなう負担時数の増加から、専門科目の削減や隔年開講（別表参照）での対応を余儀なくされている。

また、この間の免許法改正による教職科目重視の流れ（教科専門科目の必修単位数の削減、教育実習の拡大、「教科または教職」枠の採用、特別活動や道徳科目の開設とその「指導法」重視への転換、教職への志向と一体感形成科目の創設など）は教育学スタッフの負担を確実に増やしているが、教育学重視の方向とはまったく軌を一にしていない。

「成熟した学問分野とは関連のない科目群が登場し、あるいは、退職校長等教育実践家の大量の雇用が目立つようになり、教員養成系大学・学部は確実に職業教育機関化への道筋を辿っている。」（葉養正明「教師教育制度」日本教育制度学会編『教育改革への提言集』、東信堂、2002、144頁。）

以上の指摘があるように、指導法重視の教職科目の増加による「実務経験者」の重用は実地指導講師や非常勤講師、客員教授を超えて専任教員の採用にまで及び、こうした状況は国・公・私立大を問わずみられる傾向であり、大学院生のリクルートの問題などとも絡み、将来的な「教育学の危機」をもたらすものと言わなければならないだろう。

○課程認定による社会的・制度的・経営的事項のミニマム・スタンダードの問題

C Type では、下記の G 大学から I 大学のように、羅列された「選択必修」科目群が免許法の「社会的・制度的・経営的事項」に対応する授業科目として用意され、この中から１科目の単位を取得すれば、同事項は満たされることになっている。

・G 大学
○「教育社会学」
○「学級集団心理学」
○「障害児教育行財政論」
○「教育経営学」

・H 大学
○「教育と法規」
○「学校組織論」
○「教育社会学」
○「生涯学習概論」
○「社会教育計画」
○「同和教育」
○「人権と教育行政」

・I 大学
○「教育関係法規Ａ・Ｂ」
○「教育行財政学」
○「教育社会学」
○「教育史」　←　「制度」・「経営」の名称を冠さず

これは、**事例）J 大学:「旧法時代、選択必修科目が少なく、大教室でも受講生が溢れるほどでしたので、今回のカリキュラム改訂にあたり、生涯教育課程（0免）や教育実践センターのスタッフにも応援を頼みました。」**にみられるように、スタッフ不足の中、苦肉の策として採用されているケースが多いが、課程認定ではねられることも少なくないという。たしかに免許法による「品質保証」の観点からすれば、課程認定でミニマム・スタンダードの水準を上げ、一定の資質・能力を公証することは重要である。

しかし、そのスタンダードはきわめて曖昧で、ダブルないしトリプル・スタンダードがあるのではないかと邪推できる程である。たとえば、**事例）K 大学：「社会教育も選択必修科目として予定していたのですが、課程認定でひっかかって外しました。」**という一方

で、社会教育が「社会的、制度的又は経営的な事項」として認められていたり、もっとアクロバットな制度運用が容認されているケースはこの事項以外にも枚挙に暇がない（元兼2003）。

先行研究（奈教大 2000）でも、本研究と同様の調査を行い、①「社会的事項」については「教育社会学」に関わる名称を有する大学が一番多い、②「制度的事項」については「教育制度」「教育行政学」に関わる名称科目が多い、③「経営的事項」については授業科目それ自体が少ないという結果を得ている。さらに上記のいずれの事項にも該当しない科目名（「教育史」「教育原理」が多い）も存在するという点から、「科目名と授業内容との関連性からみた教職関連科目の課程認定（審査）も望まれるところである。」（八尾坂執筆、1頁）という指摘がなされていたほどである。

○制度的・経営的事項にかかわる授業科目名称設定の問題

さきに、「○社会的事項（教育社会学）と制度的・経営的事項とのパイの争奪問題」を取り上げたが、制度的事項と経営的事項という近接領域におけるパイの争奪問題を最後に指摘しておきたい。先行研究（奈教大 2000）の知見から、「経営的事項」に該当する授業科目は「制度的事項」に該当する「教育行政学」などと較べ、比較的少ないことが明らかにされているが、少なくともこの事項の名称をそのままに冠した「教育の制度と経営」といった授業科目は増加傾向にある。この分野には教育制度学会、教育経営学会、教育行政学会、教育政策学会、教育法学会、比較教育学会など近接領域に学会がひしめき、会員も重複しているのが実情である。

厳密には、免許法の「制度的、経営的事項」に根拠をもつ科目と大学独自に開設されている専門科目と二種類あり、さらに大学院授業科目名も含め、関連授業科目名称（講義、演習などの別は削除）を一覧にしたものが下記の**表1**である。こうした授業科目名称はその設定次第で学会の盛衰、その学問分野の盛衰にも影響を与えかねないものであることを確認しておきたい。さきの「教育学の危機」の問題とあわせ、これからの検討課題である。

表1　「教育制度」関連授業科目名一覧（全国国公私立大学教育学部教職課程）

行政	法
○教育行財政　○教育行財政Ⅰ・Ⅱ　○教育行財政論a・b ○教育行政・社会教育調査演習Ⅲ・Ⅳ　○教育行財政演習 ○比較教育行政論 ○教育行財政学Ⅰ・Ⅱ　○教育行財政学概説A ○教育行財政学特講　○教育行政及財政　○教育行政概論 ○教育行政学　○教育行政学Ⅰ Ⅱ　○教育政策論 ○教育行政学・社会教育学研究指導　○教育行政学 A・B ○教育行政学演習Ⅰ Ⅱ　○教育行政学概論Ⅰ Ⅱ ○教育行政学課題研究Ⅰ Ⅱ　○教育行政学研究 ○教育行政史　○教育行政調査実習　○教育財政特講 ○教育行政特殊講義　○教育行政論演習Ⅰ Ⅱ ○教育政策科学演習Ⅲ～Ⅵ　○教育政策科学実習 ○教育政策専門ゼミナール　○教育政策と教育運動 ○教育政策論　○現代教育政策論　○教育行財政学 ○比較教育政策学講読演習　○学校と教育行政 ○教育行政・制度論	○教育行財政法 ○教育法規・行政学 ○教育法制・行財政論演習 ○学校教育法制論　○教育法制論 ○学校と教育法規　○学校と教育法 ○教育関係法規A・B　○教育法制論特論Ⅰ・Ⅱ ○教育と法　○教育法制論演習 ○教育法1・2　○教育と法規 ○教育法学　○教育法規の研究 ○教育法学演習Ⅰ・Ⅱ　○教育法社会学 ○教育法規　○教育法規論 ○教育経営と法規 ○教育経営法規
制度	**経営**
○教育学概説C（教育の制度） ○教育制度演習Ⅰ・Ⅱ ○教育制度学演習　○教育制度学概論 ○教育制度史　○教育制度特殊講義Ⅰ・Ⅱ ○教育制度と社会　○教育制度論 ○教育制度論・教育原理Ⅱ　○教育制度論演習 ○教育制度論　○比較教育システム論講義Ⅰ・Ⅱ ○比較教育制度研究　○教育制度特別研究 ○教育制度論A・B　○教育のシステム論と課題 ○教育システムの原理　○教育システム論	○教育制度・経営論 ○教育の制度と機能 ○教育制度と経営 ○学級・学校経営　○学校・学級経営論 ○学校運営論　○学校経営・管理 ○学校経営学　○学校経営調査演習 ○学校経営と教師の力量形成　○学校経営特論 ○学校経営論　○学校組織論　○教育経営学Ⅰ Ⅱ ○教育経営学演習　○教育経営学課題研究Ⅰ Ⅱ ○教育経営学特殊講義A・B・C・D　○教育経営論 ○教育組織論　○公教育経営論　○公教育組織論

補.「教育制度」講義の実際

さて今回、「制度的事項」関連科目において具体的にどのような授業内容を構想しているかについて、各大学のシラバスをいくつか検討した。ここではその中でも直接的な名称を冠する「教育制度」の講義シラバスを分析し、授業担当者が「教育制度」なるものの構造をどのように捉えているかについて若干検討する。これらによって析出された暫定的知見から「教育制度」の学的固有性の問題とあわせ、その実際と課題を考察する。

ここで検討するシラバスは、①Ｙ女子大「教育制度論」② Ｙ女子大「教育制度」③ Ｎ学園大「教育制度」④ 国立Ｎ大「教育制度Ｉ」⑤ 国立Ｎ大「教育制度論」⑥ 国立Ｎ大「教育制度論」⑦ 国立Ｕ大「教育制度」 ⑧ 私立Ｓ大「教育制度論」⑨ 私立Ｆ大「教育制度論」⑩ 私立Ｆ大「教育制度論」⑪ 国立Ｍ大「教育制度論Ａ・Ｂ」 ⑫ 私立Ｋ大「教育制度論」⑬ 国立Ｙ大「教育制度」⑭ 私立Ｙ大「教育制度論」 ⑮ 私立Ｎ大「教育制度論」 ⑯ 私立Ｎ大「教育制度論」 ⑰国立Ｍ大「教育制度学」⑱県立Ｆ大「教育制度論」である。日本教育制度学会が示した教育制度改革カタログ（制度学会 2003）を参考に、筆者がこれを一部修正し、この教育制度カタログにシラバスの内容を照らし合わせて作成したものが**表２**である。

このカタログからわかるように、「教育制度学」の固有性は各ライフステージの教育制度に端的に現れるが、実際の講義内容は学習権などの教育法的な内容の他は教育行政学的な内容が大半を占めていることがうかがえる。実際、シラバスに掲載されている使用テキストも⑥『資料で読む教育と教育行政』勁草書房 、⑦『要説教育制度』（改訂版）森秀夫、学芸図書、⑧『教職教養教育法規　これだけは暗記しとこう』一ツ橋書店、⑨⑩『学校・教師教育制度の基礎と改革』坂本昭、中川書店、⑫『解説教育六法 2002』三省堂 、⑱『教育小六法』学陽書房、となっており、教育法的ないし行政的制度論を志向していることがうかがえよう。

たしかに制度学会の『提言集』においても１・２集を通して実際に提言されている部分には偏りがあり、教育制度の学問的独自性を構築する途上にあるといえる。医学や法学のような国家資格試験をもたない教育学の領域においても、ベーシックとなるテキストを作成したり、モデル・カリキュラムを開発したりしていくことは今後ますます求められることになるだろう。

表２

教育制度（改革）カタログ（一部修正）	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱
Ⅰ　教育の理念・原則	
学習権、教育観など	○○○◎○○○　○　○○○○○○◎○
Ⅱ　生涯学習体系	
1　生涯学習体系（ステージ）	○　○　○
2　学校体系（段階、系統）	○○　○○○◎○○○○○○　◎○
3　ノン・インフォーマル体系	○　○　○
Ⅲ　各ライフステージの教育制度	○
1　乳幼児期　幼保	○
2　児童期　小学校	○　○○○　○　○　○
3　少年期　中学校	○　○○○　○　○○　○
4　青年期　高等学校、中等後教育	○　○○○　○　○　○
5　成人期　大学、大学院	○　○　○　○
6　高齢期	
7　特別なニーズ教育	○　○
教師教育	○　○　○
Ⅳ　間接的教育制度	○
1　教育法制	○　◎○　○　○○◎
2　教育行政制度	○○○◎　○　○○○○○◎
3　教育財政制度	◎
4　学校経営制度	○　○　○○
Ⅴ　教育制度改革	○　○○○　○○　○

＜参考文献＞

・奈良教育大学 21 世紀学校改善研究会（代表者：八尾坂修教授）、平成 10 ～ 11 年度文部省委嘱研究・研究成果報告書『教職専門科目「教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項」のカリキュラムに関する研究－全国大学調査』2000 年.
・日本教育制度学会編『教育改革への提言集』東信堂、2002 年.
・日本教育制度学会編『教育改革への提言集　第２集』東信堂、2003 年.
・元兼正浩「教育職員免許法の法社会学的考察－教職課程における「特別活動の指導法」の運用状況について－」福岡教育大学『教育実践研究』第 11 号、2003 年.

＜ 補　注 ＞

九州大学の教職科目は、この「教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項」（第３欄）を第４欄の「教育課程の意義及び編成の方法」とあわせ「教育課程経営・行政論」という特異な科目名称設定となっている。

なお、九州大学教育学部では、「教育経営」の専攻科目のもとに、教育行政学、教育財政学、学校経営学、教育制度学の授業科目がおかれ、これらを八尾坂教授が担当している。また一方で、「教育法制」の専攻科目のもとに、教育法学、教育法社会学、教育政策学、教育経済学の授業科目がおかれ、これらを元兼が担当している。

他方、大学院人間環境学府では、教育法制論Ⅰ・Ⅱとともに、教育行政論が元兼担当の授業科目となっている。（因みに平成 15 年度は教育法制論Ⅰで日本教育法学会年報 32 号の検討を、教育法制論Ⅱで教免法の法社会学的検討として教職課程の検討を、教育行政論として韓国教育行政の現状分析を行った。また、夜間大学院の教育法制論では学校内規などの検討を、教育行政論では人事行政研究の方法論を検討した。）

したがって、「教育行政」の位置づけなど担当授業担当科目やその配分をめぐっては本紀要の「あとがき」にみるような歴史的経緯や前任者からの継続があり、今後の検討課題である。

別　表

大学名	授業科目名	学年	学期	単位数	教員免許法対応	種別	タイプ
愛知学泉大学	教育制度論				◎	私	A
愛知教育大学	教育の社会的研究	2～3	前期	2	◎	国	B
愛知教育大学	学校と教育法規			2	×	国	B
愛知教育大学	学校経営と教師の力量形成			2	×	国	B
愛知教育大学	教育制度学演習				×	国	B
愛知教育大学	教育経営学演習				×	国	B
愛知県立大学	教育原理Ⅱ	3	後期	2	◎	公	B
愛知県立大学	教育行政	3	後期	2	×	公	B
青山学院大学	教育原理	1		4(2)	◎	私	B
青山学院大学	教育行政演習	3～4		4	×	私	B
青山学院大学	教育行政・制度	2		4	×	私	B
青山学院大学	学校経営・管理	2～4		4	×	私	B
秋田大学	教育社会学Ⅰ、Ⅱ、演習、調査実習	3、2、3		2	○	国	C
秋田大学	教育人権論	2		2	○	国	C
秋田大学	教育文化行政論	2	隔年開講	2	○	国	C
秋田大学	教育政策論演習	3		2	○	国	C
秋田大学	学校経営論	2	隔年開講	2	○	国	C
秋田大学	生涯学習論Ⅰ・Ⅱ			2	○	国	C
岩手大学	日本教育史			2	◎（人文学部）	国	A
岩手大学	教育社会学	1～3	後期	2	○	国	C
岩手大学	教育法規	3～4	前期	2	○	国	C
岩手大学	教育行政	2～4	後期	2	○	国	C
岩手大学	教育学特殊講義Ⅳ・Ⅴ	2～4	後期	2	○	国	C
宇都宮大学	教育行政学	1～4		2	○	国	C
宇都宮大学	教育制度	1～4		2	○	国	C
宇都宮大学	生涯学習社会論	1～4		2	○	国	C
愛媛大学	教育システム論	1	後期	2	◎	国	B
愛媛大学	公教育組織論	2	前期	2	×	国	B
愛媛大学	教育制度特別研究	4	通年	4	×	国	B
大分大学	教育制度・経営論	3	前期	2	○	国	C
大分大学	教育社会学	3	後期	2	○	国	C
大分大学	教育行政学演習	3	後期	2	×	国	C
大阪教育大学	教育の社会的役割と環境 （同和教育の研究）		前・後		○	国	C
大阪教育大学	教育のシステムと課題 （教育制度の現状と課題）		後期		○	国	C
大阪教育大学	教育のシステムと課題 （公教育を支える制度と組織）		前期		○	国	C
大阪教育大学	教育行政学演習Ⅰ（現代の学校組織改革）				×	国	C
大阪教育大学	教育行政学演習Ⅱ（学校選択と学校評価）				×	国	C
大阪教育大学	教育行政学特講Ⅱ		後期		×	国	C
大阪大学	教育環境学			2	◎	国	B
大阪大学	教育制度学			2	×	国	B
大阪大学	教育制度学演習１・２			2	×	国	B
大阪大学	教育制度学特定研究Ⅰ・Ⅱ			2	×	国	B
大阪大学	教育行政学特講			2	×	国	B
大阪大学	教育政策論特講			2	×	国	B
岡山大学	教育行政学演習Ⅰ	3・4	前期	2	×	国	C
岡山大学	教育行政学演習Ⅱ	3・4	後期	2	×	国	C
岡山大学	教育経営論	3・4	後期	2	×	国	C
岡山大学	教育行政学特別演習	4	前期	2	×	国	C
岡山大学	教育法制論①	1～4	前期	2	○	国	C
岡山大学	教育法制論②	1～4	後期	2	○	国	C
岡山大学	教育社会学	1～4			○	国	C
お茶の水女子大学	教育行財政演習			2	×	国	C
お茶の水女子大学	教育行財政学特殊講	2～4	前期	2	×	国	C
お茶の水女子大学	教育行政論	1～4	後期	2	○	国	C
お茶の水女子大学	教育社会学	1～4	後期		○	国	C
香川大学	教育社会学			2	○	国	C
香川大学	学級集団心理学			2	○	国	C
香川大学	障害児教育行財政論			2	○	国	C
香川大学	教育経営学			2	○	国	C
鹿児島大学	教育学Ⅱ				○	国	C
鹿児島大学	教育行政概論	2～4	前期		○	国	C
鹿児島大学	教育社会学概論	2～4	後期		○	国	C
鹿児島大学	教育行財政学				×	国	C
鹿児島大学	教育行政演習	3	前期		×	国	C
鹿児島大学	教育行政特殊講義				×	国	C
鹿児島大学	教育財政学				×	国	C
活水女子大学	教育法学			2	◎	私	A
金沢大学	教育行政学	3	前期	2	◎	国	A

金沢大学	教育経営学特殊講義A	2	後期	2	×	国	A
金沢大学	教育経営学特殊講義B	3	後期	2	×	国	A
金沢大学	教育経営学特殊講義C	4	前期	2	×	国	A
金沢大学	教育経営学特殊講義D	4	後期	2	×	国	A
関西大学	教育原理（二）（教育課程1/3含む）	2		2	◎	私	B
関西大学	教育行財政論			2	×	私	B
関西大学	教育行財政論ａ			2	×	私	B
関西大学	教育行財政論ｂ			2	×	私	B
岐阜大学	教育学Ⅱ	3	前期	2	◎	国	B
岐阜大学	学校経営論	2	前期	2	×	国	B
岐阜大学	教育行財政論	2	前期	1	×	国	B
岐阜大学	教育行財政学Ⅰ・Ⅱ	4	後期	2	×	国	B
岐阜大学	教育法制論	3	後期	2	×	国	B
岐阜教育大学	教育の社会制度論	2		2	◎	私	B
岐阜教育大学	教育行政学	3	夏季集中	2	×	私	B
岐阜教育大学	学校経営学	1		4	×	私	B
北九州市立大学	教育制度	2		2	◎	公	A
北九州市立大学	教育法規	2		2	×	公	A
九州大学	教育課程経営・行政論	2	後期	2	◎	国	A
九州大学	学校経営学	2	前・後期	2	×	国	A
九州大学	教育経営学	2～4		2	×	国	A
九州大学	教育制度学	2～4		2	×	国	A
九州大学	教育行政学	2～4		2	×	国	A
九州大学	教育経済学	3～4	後期	2	×	国	A
九州大学	教育政策学	3～4	前期	2	×	国	A
九州大学	教育法学	2～4	後期	2	×	国	A
九州大学	教育法社会学	3～4	前期	2	×	国	A
九州工業大学	教育社会学	1	後期	2	◎	国	A
九州国際大学	教育制度史	3	春学期	2	◎	私	A
九州産業大学	教育原理Ⅱ	2		2	◎	私	A
九州情報大学	教育社会学	2	後期	2	◎	私	A
京都教育大学	教育社会学(A) (B)				○	国	C
京都教育大学	教育行財政演習	3	偶数前期	2	×	国	C
京都教育大学	公教育経営論(A) (B) (C)	2	前期/集中	2	○	国	C
京都教育大学	教育制度学特講	3	後期	2	×	国	C
京都教育大学	教育行財政演習Ⅱ		奇数前期	2	×	国	C
京都女子大学	教育行政学		前期			私	
京都大学	比較教育学概論Ⅱ	2	後期	2	○	国	C
京都大学	教育行政学概論Ⅰ	2	前期	2	○	国	C
京都大学	教育行政学概論Ⅱ	2	後期	2	○	国	C
京都大学	教育社会学概論Ⅰ	2	前期	2	○	国	C
京都大学	教育行政学	3・4	後期	2	×	国	C
京都大学	教育経営学Ⅰ	3・4	前期集中	2	×	国	C
京都大学	教育経営学Ⅱ	3・4	後期	2	×	国	C
京都大学	教育政策学専門ゼミナール	3・4	通年	4	×	国	C
京都大学	比較教育政策学購読演習	2・3・4	通年	4	×	国	C
熊本大学	教育学概論（歴史・思想＋制度・経営）			2	◎	国	C
熊本大学	学校経営学（他６科目）			2	○	国	C
熊本大学	教育社会学（他６科目）			2	○	国	C
熊本大学	教育制度論				×	国	C
熊本大学	教育行財政				×	国	C
熊本大学	教育法学				×	国	C
熊本大学	教育制度特殊講義Ⅰ				×	国	C
熊本大学	教育制度特殊講義Ⅱ				×	国	C
熊本大学	教育制度演習Ⅰ				×	国	C
熊本大学	教育制度演習Ⅱ				×	国	C
久留米大学	教育の制度と行政	1			◎	私	A
群馬大学	教育の制度	3・4	後期	2	◎	国	B
群馬大学	教育法（一）（二）	2・3・4	前・後期	2	△	国	B
群馬大学	教育社会学概論（一）（二）	2・3・4	前・後期	2	△	国	B
群馬大学	教育法演習	2・3・4	前期	2	×	国	B
慶應義塾大学	教育制度論			2	○	私	C
慶應義塾大学	教育社会学			2	○	私	C
慶應義塾大学	社会教育			2	○	私	C
神戸大学	教育制度第一			2	○	国	C
神戸大学	教育制度第二			2	○	国	C
神戸大学	教育政策			2	○	国	C
神戸大学	教育財政学			2	○	国	C
神戸大学	教育社会学			2	○	国	C
神戸大学	教育行政学第一			2	○	国	C
神戸大学	教育行政学第二			2	○	国	C
神戸大学	教育法規			2	○	国	C
神戸大学	教育行政学演習			2	×	国	C
神戸大学	学校・学級経営論			2	×	国	C
神戸大学	学校経営学演習			2	×	国	C

国際基督教大学	教育行政学研究			2	×	私	C
国際基督教大学	教育社会学			2	○	私	C
国際基督教大学	教育行政学			2	○	私	C
埼玉大学	諸外国の教育事情	1～4		2	×	国	B
埼玉大学	子どもの人権・権利と学校・家庭・社会	1～4		2	×	国	B
埼玉大学	教育システム論	2～4	隔年開講	2	×	国	B
埼玉大学	学校組織論	2～4	隔年開講	2	×	国	B
埼玉大学	教育学概説B（制度）	1	後期	2	◎	国	B
埼玉大学	教育行財政学概説A（テーマ教育関係法規の検討）	留年用	後期	2	×	国	B
埼玉大学	教育行財政学（テーマ教育法学）	1～4	前期	2	×	国	B
佐賀大学	現代教育論	1	前期		◎（学教）○（他）	国	BC
佐賀大学	教育制度論				×	国	BC
佐賀大学	教育社会学				○（他）	国	BC
佐賀大学	社会教育概論Ⅰ				○（他）	国	BC
佐賀大学	学校・学級経営論	2	後期	2	×	国	B
札幌大学	教育制度論	3		2	◎	私	A
札幌大学	教育制度論Ⅰ・Ⅱ	3・4		2	旧カリ	私	A
静岡大学	学校と社会	2			◎	国	B
静岡大学	教育経営論	3～4		2	×	国	B
静岡大学	教育法制論特論Ⅰ・Ⅱ				×	国	B
静岡大学	学校経営特論		4		×	国	B
静岡大学	教育法制論演習				×	国	B
静岡大学	学校経営調査演習				×	国	B
静岡大学	子ども法			2	×	国	B
島根大学	教育社会学概説	2	集中	2	○	国	C
島根大学	教育経営法規	1	前期	2	○	国	C
島根大学	学校経営論	2	後期	2	×	国	C
島根大学	比較教育制度研究	3	前期	2	×	国	C
島根大学	社会教育概説、A、B	3	前期		×	国	C
下関市立大学	教育行政	2	春集中	2	◎	公	A
上越教育大学	教育と法規	2	後期	2	○	国	C
上越教育大学	学校組織論	2・3・4	前	2	○	国	C
上越教育大学	教育法規・行政学	2	後期	2	×	国	C
上越教育大学	教育制度学	2	前期	2	×	国	C
上越教育大学	教育経営学	2	前期	2	×	国	C
上越教育大学	教育行財政	4	前期	2	×	国	C
上越教育大学	教育社会学				○	国	C
上越教育大学	生涯学習概論A・B				○	国	C
上越教育大学	社会教育計画A・B				○	国	C
上越教育大学	同和教育				○	国	C
上越教育大学	人権と教育行政			4	○	国	C
上智大学	教育原理Ⅱ			2	◎	私	A
信州大学	教育経営A・B	2・3	前・後		◎	国	B
信州大学	教育制度概論	2・3・4	前期		×	国	B
信州大学	教育制度演習	3・4	後期		×	国	B
信州大学	教育財政特講	2・3・4	前期		×	国	B
西南学院大学	教育の制度と経営	1	後期	2	◎	私	B
西南学院大学	教育法学			2	×	私	B
創価大学	教育行政	3	前期	2	◎	私	B
創価大学	教育行財政学ⅠⅡ	3	前・後期	2	×	私	B
創価大学	教育制度政策論Ⅰ・Ⅱ	3	前・後期	2	×	私	B
玉川大学	教育制度と社会			2	◎	私	B
玉川大学	教育行政学			2	×	私	B
玉川大学	学級経営			2	×	私	B
筑紫女学園大学						私	B
千葉大学	教育学Ⅰ（学校と社会）	1	前、後期	2	◎（クラス指定）	国	B
千葉大学	教育行財政学Ⅰ	1～4	前期	2	×	国	B
千葉大学	教育行財政学Ⅱ	1～4	後期	2	×	国	B
千葉大学	教育法規	1～4	前期集中	2	×	国	B
中央大学	教育学Ⅱ、教育学概論Ⅱ	2		2	◎	私	B
中央大学	教育行財政学	2・3		4	×	私	B
中央大学	教育法	2～4		2	×	私	B
筑波大学	教育基礎学（目的＋制度）	2	通年	3	◎（人間学類の学生のみ教育学Ⅰ・Ⅱでも可）	国	B
筑波大学	教育制度論			2	×	国	B
筑波大学	学校経営論			2	×	国	B
筑波大学	教育法制論			2	×	国	B
筑波大学	教育行政論			2	×	国	B
筑波大学	教育制度論演習			2	×	国	B
筑波大学	学校経営論			2	×	国	B
筑波大学	教育法制・行財政論演習			2	×	国	B
都留文科大学	教育関係法規A・B			2	○	公	C

都留文科大学	教育行財政学			2	○	公	C
都留文科大学	教育社会学				○	公	C
都留文科大学	教育史				○	公	C
東京学芸大学	現代教育政策論		隔年開講	2	×	国	B
東京学芸大学	学校経営学演習	3	後期	1	×	国	B
東京学芸大学	教育制度論	2	後期	2	×	国	B
東京学芸大学	教育組織論	1	前・後期	2	◎	国	B
東京学芸大学	教育行政論演習Ⅰ	3	前期	2	×	国	B
東京学芸大学	教育法学演習Ⅰ	3	前期	2	×	国	B
東京学芸大学	教育行政論演習Ⅱ	2	後期	2	×	国	B
東京学芸大学	教育法学演習Ⅱ	3	後期	2	×	国	B
東京学芸大学	学校経営学特講	3	後期	2	×	国	B
東京大学	教育と社会	2	冬	2	◎	国	B
東京大学	教育法制論		夏	2	×	国	B
東京大学	教育行政論Ⅱ		夏	2	×	国	B
東京大学	家庭・地域と学校		夏	2	×	国	B
東京大学	教育行政・社会教育調査演習Ⅲ・Ⅳ		冬	2	×	国	B
東京大学	比較教育行政論－イギリス－		夏	2	×	国	B
東京大学	教育法		冬	2	×	国	B
東京大学	教育政策と教育運動		冬	2	×	国	B
東京大学	教育行政学・社会教育学研究指導		通年	2	×	国	B
東京都立大学	教育行政及財政				×	公	B
東京都立大学	教育制度				×	公	B
東京都立大学	教育原理Ⅱ（教育の制度）			2	◎	公	B
同志社大学	教育行政学		春	2	×	私	C
同志社大学	学校教育制度論			2	×	私	C
同志社大学	教育社会学(1)				○	私	C
同志社大学	教育社会学(2)				○	私	C
同志社大学	学校経営と法規			2	○	私	C
同志社大学	教育制度論特講Ⅰ・Ⅱ			2	×	私	C
東北大学	教育原理Ⅱ			2	◎	国	B
東北大学	教育行政学講義Ⅰ	2		2	×	国	B
東北大学	教育行政学講義Ⅱ	1		2	×	国	B
東北大学	教育行政学講義Ⅲ	1		2	×	国	B
東北大学	比較教育システム論講義Ⅰ	2		2	×	国	B
東北大学	比較教育システム論講義Ⅱ	1		2	×	国	B
東北大学	教育政策科学演習Ⅲ（教育行政学演習Ⅰ）	2		2	×	国	B
東北大学	教育政策科学演習Ⅴ（比較教育システム論演習Ⅰ）	2		2	×	国	B
東北大学	教育政策科学演習Ⅵ（教育行政学演習Ⅱ）	1		2	×	国	B
東北大学	教育政策科学実習	1		2	×	国	B
鳥取大学	教育と社会	2	前期	2	◎	国	B
鳥取大学	教育法	2	後期	2	×	国	B
鳥取大学	教育法演習Ⅰ	2	後期	1	×	国	B
鳥取大学	教育法演習Ⅱ	3	後期	1	×	国	B
富山大学	教育社会学				○	国	C
富山大学	学級集団心理				○	国	C
富山大学	学校経営	2	前期	2	○	国	C
富山大学	教育行政				○	国	C
富山大学	教育制度				×	国	C
富山大学	教育法規				×	国	C
長崎大学	教育行政・制度論	4	後期	2	○	国	C
長崎大学	教育経営論	4	前期	2	○	国	C
長崎大学	教育社会学				○	国	C
長崎大学	教育法	2	前期	2	×	国	C
中村学園大学	教育原理B				◎	私	B
中村学園大学	学校・学級経営論（教採対策）	4	前期	2	×	私	B
中村学園大学	教育制度	2	前期	2	×	私	B
名古屋大学	教育制度論	1			◎	国	B
奈良教育大学	学校の組織と運営	3	前期	2	○	国	C
奈良教育大学	教育の行政と制度	2	後期	2	○	国	C
奈良教育大学	教育社会学Ⅰ・Ⅱ	2	前・後期	2	○	国	C
奈良教育大学	教育経営学特講	3	前期	2	×	国	C
奈良教育大学	教育経営学演習	3	後期	1	×	国	C
鳴門教育大学	教育行財政学	4	1	2		国	C
鳴門教育大学	学校経営論	4	2・3	2		国	C
鳴門教育大学	学校経営論演習	4	2・3	2		国	C
鳴門教育大学	教育社会学	2		2	○	国	C
鳴門教育大学	教育制度論	2		2	○	国	C
鳴門教育大学	教育経営学	2		2	○	国	C
南山大学	教育行政論	2・3・4	秋	2	×	私	B
南山大学	教育原論B	2	秋	2	◎	私	B
南山大学	教育社会学	2～4		2	◎（心理人間）	私	B

新潟大学	教育の社会的・制度的・経営的研究	2・3・4		2	◎	国	B
新潟大学	教育行政学	2・3・4		2	×	国	B
新潟大学	教育制度	2・3・4		2	×	国	B
日本大学	教育の社会学	2		2	○	私	C
日本大学	教育制度論	2		2	○	私	C
日本大学	教育経営論			2	×	私	C
日本大学	教育行政論			2	×	私	C
日本大学	教育法規	3		2	×	私	C
兵庫教育大学	教育制度論				○	国	C
兵庫教育大学	教育社会学				○	国	C
兵庫教育大学	教育行政論				×	国	C
兵庫教育大学	学校教育法制論				×	国	C
兵庫教育大学	学校経営論				×	国	C
兵庫教育大学	教育経営論演習				×	国	C
弘前大学	教育行財政	2	後期	2	◎（人文学部）	国	B
弘前大学	教育の社会制度論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	2	前期	2	○	国	B
弘前大学	生涯学習論	2	前期	2	○	国	B
弘前大学	現代教育政策論	3	後期	2	×	国	B
弘前大学	社会教育計画論	3	後期	2	○	国	B
弘前大学	学校経営	3	後期	2	○	国	B
弘前大学	学校経営法規演習	3	前期	2	×	国	B
広島大学	教育と社会・制度				◎	国	B
広島大学	学校経営学				×	国	B
広島大学	教育行政学Ⅰ				×	国	B
広島大学	教育行政学Ⅱ				×	国	B
広島大学	教育経営学 Ⅰ				×	国	B
広島大学	教育経営学Ⅱ				×	国	B
広島大学	教育行政学演習				×	国	B
広島大学	教育経営学演習				×	国	B
広島大学	教育行政学課題研究Ⅰ				×	国	B
広島大学	教育行政学課題研究Ⅱ				×	国	B
広島大学	教育経営学課題研究Ⅰ				×	国	B
広島大学	教育経営学課題研究Ⅱ				×	国	B
広島修道大学	教育原理Ⅱ	1		2	◎	私	A
福井大学	教育社会学研究Ⅰ・Ⅱ	2	前・後期	4	◎	国	B
福井大学	教育の制度と法規		隔年開講		×	国	B
福岡県立大学	教育社会学	3	前期	2	○	公	C
福岡県立大学	教育制度論	3	前期	2	○	公	C
福岡教育大学	教育システムの原理	1	後期	1	◎	国	B
福岡教育大学	学校と教育法	4	前期	2	×	国	B
福岡教育大学	学校と教育行政	3	隔年前期	2	×	国	B
福岡教育大学	学校と学級の経営	3	隔年後期	2	×	国	B
福岡工業大学	教育社会学	2	後期	2	◎	私	A
福岡女子大学	教育行政学	2	集中	2	◎	公	A
福岡女学院大学	教育原理Ⅱ	2		2	◎	私	A
福岡大学	教育制度論	2		2	○	私	C
福岡大学	教育制度論	2		2	○	私	C
福岡大学	教育行政学	2		2	×	私	C
福岡大学	教育法規	2		2	×	私	C
福島大学	人権教育論	3		2	○	国	C
福島大学	教育と社会	3		2	○	国	C
福島大学	教育行政学	2	集中	2	×	国	C
文教大学	教育制度（比較教育を含む）	2		2	○	私	C
文教大学	教育行財政（教育法規を含む）	2		2	○	私	C
文教大学	教育社会学	2		2	○	私	C
文教大学	学校教育と家庭・地域社会	2		2	○	私	C
北海道大学	教育制度論			2	◎	国	B
北海道大学	教育行政史			2	×	国	B
北海道大学	教育行政調査実習			2	×	国	B
北海道大学	学校運営論			2	×	国	B
北海道大学	教育法			2	×	国	B
北海道大学	教育行政学	2	2	2	×	国	B
北海道大学	教育行政論	2	2	2	×	国	B
北海道教育大学	社会と教育	2			◎	国	B
三重大学	教育社会学（教育社会・制度・経営学）				○	国	C
三重大学	生涯学習論（教育社会・制度・経営学）				○	国	C
三重大学	教育制度演習		前	2	×	国	C
三重大学	教育制度学（教育社会・制度・経営学）		前	2	○	国	C
三重大学	学校経営学（教育社会・制度・経営学）		後期	2	○	国	C
宮城学院女子大学	教育制度			2	○（幼）	私	A
宮崎大学	教育制度論	3	後期	2	×	国	B
宮崎大学	教育行政学演習	3	前期	2	×	国	B
宮崎大学	教育制度論A	3	後期	2	◎（初等）	国	B
宮崎大学	教育行政学演習	3	前期	2	×	国	B
宮崎大学	教育制度論B	3	後期	2	◎（中等）	国	B

宮崎大学	教育法規	2	前期	2	×	国	B
武庫川女子大学	教育行政学			2	◎	私	B
武庫川女子大学	教育経営学			2	×	私	B
明星大学	初等教育原理B	1		2	◎	私	B
明星大学	教育経営			4	×	私	B
明星大学	教育行財政	3		4	×	私	B
安田女子大学	教育制度論			2	◎（中高）○（小）	私	B
安田女子大学	教育原論Ⅱ				○（小）	私	B
安田女子大学	教育法規の研究			2	○（小）	私	B
山形大学	教育社会学	3	前・後期	2	○	国	C
山形大学	教育経営学	3	前・後期	2	○	国	C
山形大学	教育制度学概論				×	国	C
山形大学	教育制度学演習				×	国	C
山形大学	学級経営実践論	2～4		1	×	国	C
山口大学	教育制度	2	後期	2	○	国	C
山口大学	社会教育	2	後期	2	○	国	C
山口大学	教育社会学	1	前期	2	○	国	C
山口大学	教育制度演習Ⅰ	3	前期	2	×	国	C
山口大学	教育制度演習Ⅱ	3	後期	2	×	国	C
山口大学	教育法規	2	前期	2	×	国	C
山梨大学	学級・学校経営	1	前期	2	×	国	C
山梨大学	現代教育政策論	1	後期	2	×	国	C
山梨大学	公教育経営論演習Ⅰ	3	前期	2	×	国	C
山梨大学	教育システム論（課程の意義含む）		前期	2	○	国	C
山梨大学	教育経営論（課程の意義・編成含む）		後期集中	2	○	国	C
横浜国立大学	教育経営		前期	2	○	国	C
横浜国立大学	生涯学習概論Ⅰ			2	○	国	C
横浜国立大学	生涯学習概論Ⅱ			2	○	国	C
横浜国立大学	教育の制度と機能		後期	2	×	国	C
横浜国立大学	教育行財政学		前期	2	×	国	C
横浜国立大学	教育と法		後期	2	×	国	C
横浜市立大学	教育制度論				◎	公	A
立教大学	教育学概説２	1～4	後期	2	◎	私	A
琉球大学	教育行政学		前期	2	○	国	C
琉球大学	教育経営学		前期	2	×	国	C
琉球大学	教育法		後期	2	○	国	C
琉球大学	学校社会学	2～3	前・後期	2	○	国	C
琉球大学	教育社会学			2	○	国	C
琉球大学	教育社会史			2	○	国	C
琉球大学	社会教育概論Ⅰ	2～3	前期	2	○	国	C
琉球大学	社会教育計画Ⅰ	2～4	後期	2	○	国	C
琉球大学	諸外国の生涯教育	2～3	前期	2	○	国	C
琉球大学	生涯学習と学校教育			2	○	国	C
龍谷大学	教育制度論	2	前・後期	2	○	私	B
龍谷大学	教育社会学	2	前・後期	4	○	私	B
龍谷大学	教育行政学	3	前・後期	4	○	私	B
和歌山大学	教師のための社会教育特講			2	○	国	C
和歌山大学	教育行政学A	1・2・3	前期	2	○	国	C
和歌山大学	教育行政学B	1・2・3	後期	2	○	国	C
和歌山大学	教育政策論	2・3・4	後期	2	×	国	C
和歌山大学	教育法学	2・3・4	前期	2	×	国	C
早稲田大学	教育原理		通年	4	◎	私	B